

令和7年度第1回箱根町都市計画審議会 会議録

1. 日 時 令和8年2月19日(木) 午前10時~11時15分

2. 場 所 本庁舎4階 第1~3会議室

3. 出席者【委員】

沖津委員、川口委員、折橋委員、對木委員、田代委員、松井委員、宮本委員、木村道路都市課長(代理出席)、小竹国立公園管理官(代理出席)

【箱根町】

町長、環境整備部長、都市整備課長、都市整備課副課長、都市計画係長、景観推進係長、都市計画係主事、景観推進係技師

4. 内 容

1 開会

町長の挨拶に続き、次第に則って進行した。

2 議事内容

(1) 会長の選出

環境整備部長	「会長の選出」までの間、進行役を務めさせていただくので、会議の円滑な運営にご協力をお願いしたい。 出席委員は9名であり、定足数に達していることから会議を開催する。 箱根町都市計画審議会条例に基づき、学識経験者の中から会長を選出することになるが、選出方法についてご意見はないか。
A委員	事務局案はあるか。
都市整備課副課長	前回の開催時と同様に松井委員はいかがか。
環境整備部長	松井委員を推薦したいというご意見があったがいかがか。
委員多数	賛成
環境整備部長	松井委員を会長に決定する。就任のご挨拶をお願いしたい。
会長	- 挨拶 -
環境整備部長	松井会長に引き継ぎ、「会長職務代理者の選出」から会議を進行していただくこととする。

(2) 会長職務代理者の選出

会長	<p>以降の議題から進行させていただくが、会議の円滑な運営について特段のご協力をお願いします。</p> <p>また、本日の会議は、箱根町附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、町ホームページにおいて開催を事前に周知しているが、傍聴希望はなかったもの。</p> <p>引き続き、「会長職務代理者の選出」について、箱根町都市計画審議会条例の規定により、会長が職務代理者を指名することになっているが、私としては、對木委員にお願いしたいと思う。</p>
委員多数	異議なし
会長	對木委員に会長職務代理者をお願いします。

(3) 議題1 (都市計画審区域の整備、開発及び保全の方針の決定について)

会長	議題1の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」について、町側の説明を求める。
都市計画係長	- 資料1に基づき説明 -
会長	町側の報告内容について、何かご質問はあるか。
委員多数	なし

(4) 議題2 (都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について)

会長	議題2の「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定」について、町側の説明を求める。
都市計画係長	- 資料2に基づき説明 -
会長	町側の報告内容について、何かご質問はあるか。
A委員	町民アンケートの回答数とヒアリングを実施した団体数は何件か。
都市計画係長	町民アンケートについては、1,500人の方に送付し、そのうち386人の方にご回答いただき、回答率は25.7%であった。 団体ヒアリングについては、自治会や子供会、交通事業者を含む21団体に実施した。

B委員	町民アンケートでは交通渋滞に関する意見が多かったとのことだが、どのような対策を考えているのか。
都市整備課長	最近では温泉場入口のバス停移設を行ったが、信号機の設置を検討する等、各関係機関に相談している状況である。
B委員	計画の策定にあたり、協議の場は設けられるのか。
都市計画係長	町民向けワークショップを5地域で開催するほか、策定検討委員会を組織してご意見をいただく予定である。
C委員	委託業者は従前の業者が継続して行うのか、新たな業者が入るのか。
都市計画係長	プロポーザル方式によって委託業者を決定しており、10年前とは別の業者となっている。
D委員	県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の中で、国道1号の無電柱化と国道138号の交差点改良が計画されていると伺ったが、今後10年以内に完了する予定なのか。
都市計画係長	湯本駅前の無電柱化については、県の無電柱化計画に位置付けられているものの、地域への説明や具体化を図る段階であることから、10年後までに完了することは難しいと考える。
都市整備課副課長	補足になるが、無電柱化エリアの大部分を商店街が占めており、地上機の設置にあたっては歩道の一部を塞ぐことになるため、住民や事業者の方との合意形成に時間を要することが想定され、着工や完成の時期については見出せない部分がある。
D委員	仙石原の交差点改良についてはいかがか。
都市計画係長	用地の買収や事業に影響のある建物の調査等、実現に向けて手続きを進めている状況であるが、現時点では10年後に完了しているか見当がつかない状況である。
D委員	都市施設の整備の中で、酒匂川流域下水道の湯本への編入はどのような位置づけになるのか。
都市計画係長	第3号公共下水道（酒匂川流域下水道）は、既に都市計画決定し、事業認可も受けているところだが、湯本駅前の無電柱化ともリンクすることから、それを踏まえて今後検討していく。
D委員	数少ない都市施設としてごみ焼却場を所有しているが、今後の位置づけはどのようになるのか。

都市計画係長	<p>ごみ処理の広域化に伴い、現在は焼却を行っていない状況である。下水道の汚泥処理にも関係することから、今後方向性を検討する必要があると認識している。</p>
B 委員	<p>立地適正化計画の基本的な方針の中で、「自然環境保全のもと観光活性化に取り組むとともに、定住促進等を見据えた暮らしの魅力の創出につながる誘導について検討する。」とあるが、住民の流出が多いことについてどのような対策を考えているのか。</p>
都市整備課副課長	<p>仙石原に居住体験ができる施設を設けており、広報等により募集をかけた際には多数の応募をいただき、一部定住にも繋がっているということを担当部署から聞いている。</p>
E 委員	<p>県でも移住定住の促進に向けた取り組みを行っており、移住定住フェアを東京で開催した際には、20～30人程度の応募があった。関心はあるが定住することが難しい方に対しては、こちらにもう一つ拠点を設けて行き来しながら生活する「二拠点生活」を案内している。</p>
B 委員	<p>町内で家や別荘を建てる場合、自然公園法の規制が厳しく、例えば道路や隣地から5m離さなければならないため、大きな土地を取得しなければならない。定住する人たちを対象とした規制の緩和等がなければ定住者は増えないと考える。</p>
F 委員	<p>自然公園法については、町の中でもゾーニングされており、場所によって規制の内容が大きく異なることが現状である。5mの後退が不要なエリアもあるが、かつての開発事業者が集団で造成した分譲地等であり、そのような場所は地価も高いことから移住者にとってハードルが高い可能性がある。</p> <p>規制の緩和については、地域に住まわれる方に対し、一部条件が緩和されるような見方ができるケースや、建物の用途等を聞きながら調整できる部分もあるため、町の計画等とも足並みを揃えながら検討していきたい。</p>
E 委員	<p>立地適正化計画の居住誘導区域や都市機能誘導区域について、具体的に誘導していきたいと考えている場所はあるのか。</p>
都市計画係長	<p>町には5地域の区分けがあるため、その中でも旧村時代の中心部を都市機能誘導区域に指定し、用途地域で住居を誘導している場所を居住誘導区域に指定することを検討している。</p> <p>鉄道駅がければ都市機能誘導区域に指定しないというわけではなく、土地の利用状況等を勘案しながら指定していく。</p>

(5) 議題3 (景観条例の改正について)

会長	議題3「景観条例の改正」について、町側の説明を求める。
景観推進係長	- 資料3に基づき説明 -
会長	町側の報告内容について、何かご質問はあるか。
E委員	本件について、町議会の3月定例会で上程しているのか。
都市整備課副課長	上程している。
D委員	現時点での景観重要建造物と景観まちづくり協力店の指定件数は何件か。
景観推進係長	景観重要建造物は0件、景観まちづくり協力店は15件である。
都市整備課副課長	重要建造物について、例えば函嶺洞門は国の重要文化財に指定されているため、町の重要建造物に指定することができない。 次年度から景観計画の改定作業を予定しているが、最近は建物の色についてご意見いただくことが多いため、地域の声を聞きながら方向性を定めていきたい。

(6) 議題4 (その他)

G委員	審議会はどの程度の頻度で開催されるのか。今後のスケジュールを教えてください。
都市計画係長	次年度に都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の素案を作成するため、その後に審議会を開催する。
G委員	会長と会長職務代理者が決まっていなかったのはなぜか。
都市整備課副課長	都市計画審議会条例により、委員の任期は2年と定められており、令和6年4月1日付けで委嘱させていただいて以降、初めての開催であったためである。
E委員	令和8年4月から新しい任期となるため、次年度に開催する際は、改めて会長等を選任するということでしょうか。
都市整備課副課長	ご認識の通りである。

G委員	計画の策定にあたり、会長や会長職務代理者が事前に決まっていなことは不自然に感じる。 前回の開催から期間が空いているが、議題がなければ審議会は開催されないということか。
都市整備課副課長	議題がなければ審議会は開催されないが、会長選任の件も踏まえて考え方を整理する。
D委員	会長が決まっていない段階で発議し、審議会の開催を町に要請することは可能ということでしょうか。
都市整備課副課長	ご認識の通りである。
B委員	町民から挙げられた個別の意見や要望を本審議会の議題に挙げることは可能か。
E委員	計画に対する審議会であるため、計画に関わるものでなければ議題に挙げることはできない。
都市整備課副課長	委員の方に限らず個別のご意見等は適時承っているため、町の方にご連絡いただきたい。

以上